

令和4年4月22日（金）13時30分～

交通政策審議会 海事分科会 第147回船員部会

【伊藤労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻になりましたので、ただいまより交通政策審議会海事分科会第147回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の伊藤でございます。岡村の後任として4月1日より着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブ会議により開催させていただきます。

まず、ウェブ会議の操作方法についてご案内申し上げます。委員の皆様におかれましては、カメラ・マイクの通信はOFF（マークにスラッシュの入った状態）のままで、ご発言される際のみカメラ・マイクをONに、発言が終わりましたらカメラ・マイクをOFFにさせていただきますようお願いいたします。

ご発言時以外にカメラ・マイクがONの状態の方がいらっしゃいますと、通信状況が不安定になったり、回線が切れたりしてしまうおそれがございます。ご発言終了時にはカメラ・マイクを必ずOFFにさせていただきますようお願いいたします。

また、傍聴者等の方につきましては、円滑な会議運営のため、映像、音声を拾わないようカメラ・マイクを常に切った状態で傍聴をお願いします。

その他ご不明な点、映像や音声に不具合などございましたら、事前にお伝えしております事務局の緊急連絡先までご連絡ください。

議事に入ります前に、4月の船員部会より、使用者委員といたしまして、日本内航海運組合総連合会 藏本副会長にご就任いただいておりますので、この場でご紹介させていただきます。藏本委員、カメラ・マイクをONにいただきまして、一言ご挨拶をお願いいたします。

【藏本臨時委員】 皆さん、こんにちは。このたび、私ども業界団体である当連合会における委員会委員長の交代がございました。4月より、内藤前委員長を引き継ぎ就任いたしました吉祥海運の藏本でございます。内藤委員同様、引き続きよろしくお願いいたします。

【伊藤労働環境技術活用推進官】 ありがとうございます。

また、事務局を務めさせていただいております海事局にも人事異動がございましたので、併せてご紹介をさせていただきます。

船員政策課 小沼雇用対策室長です。

【小沼雇用対策室長】 雇用対策室長の小沼です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【伊藤労働環境技術活用推進官】 続きまして、船員政策課 前田労働環境対策室長です。

【前田労働環境対策室長】 労働環境対策室長の前田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【伊藤労働環境技術活用推進官】 本日は、委員及び臨時委員総数19名中、18名の出席となっております。交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定に基づきまして、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、ウェブ会議となっておりますので、事前にお配りした資料をご覧ください。

それでは、議事に入りたいと思います。野川部会長、以後、司会進行をよろしくお願ひいたします。

【野川部会長】 野川でございます。それでは、本年度も船員部会、しっかりと進めてまいりたいと存じますので、よろしくご協力をお願いいたします。

早速、議事を進めてまいりたいと存じます。本日は審議事項が2件ございます。議題1として、「船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について」、議題2といたしまして、「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示案について」となっておりますが、これらの議題はいずれも本年1月の第144回船員部会でも事務局からご説明をいただいた、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴うものと聞いております。したがって、これらの議題につきましては関連性もございますので、まず、事務局より一括してご説明をいただき、その後、皆様からご質問等をお受けする形とさせていただきます。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

【高桑船員政策課課長補佐】 横置きのパワーポイント2枚の参考資料を使って、まずご説明をさせていただきます。これは、育児・介護休業法の改正内容の全体像を示す資料

です。今年1月の船員部会でも、これとほぼ同様の資料を提出させていただきました。

改正の趣旨ですけれども、出産等による労働者、すなわち船員の離職を防いで、希望に応じて男女とも仕事と育児とを両立できるようにするために、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設や、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備を講じていくものでございます。

改正の概要として、5点ございますが、上の2点につきましては本年4月に施行されております。これを踏まえた船員関係の省令についても既に施行されてございます。

今日のお話は、下の3点でございます。まず、3番です。男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み、通称産後パパ育休が創設されます。具体的には、子の出生後8週間までの間に、休暇の期間としては4週間まで取得することができます。申出期限は休業の2週間前まで。分割取得の回数は2回まで。そして、労使協定を締結している場合には、労働者と事業主の個別合意によって事前に調整をした上で、休業中に就労することも可能です。

4番は、育児休業です。これは通常の育児休業のほうでございます。こちらについて、分割して2回まで取得することを可能とするものです。

5番は、育児休業の取得の状況の公表の義務づけでして、常時雇用する労働者数、これは陸員と船員を合わせてですが、それが1,000人を超える事業主に対して、取得の状況について公表を義務づけるものであります。

この3番と4番の改正事項については本年10月、5番の改正事項については来年4月の施行となってございます。

次のスライドで、今申し上げたものを出生からの時系列でご覧いただきます。上の図、中ほど少し左に出産日、あるいは出産予定日がございます。女性の場合はここから産後8週間まで、産後休業を取ることが可能です。そして、8週間を超えた後は育児休業を原則1歳、場合により1歳半や2歳まで取ることができるという制度でした。一方で、男性は、今まで育児休業を出産のときから原則1歳、最長2歳まで取ることが可能だったわけですが、今回はそれに加えて、産後8週間までの間に、女性の産休に並ぶような形で産後パパ育休という新たな仕組みができたわけでございます。

それでは、具体の省令及び告示の内容についてご覧いただきたいと思いますので、資料1、省令案についての諮問文の2枚目の別紙をご覧ください。

この別紙のⅡ概要に、1.と2.がありますが、この1.が改正法の本年10月の施行内容

に関わる省令の改正であります。先ほどのスライドでいうと3番と4番の関連事項になります。

まず(1)です。「子の1歳到達日後の育児休業における」と始まっておりませんが、これは子が1歳に到達して、そこからそれを超えて、お父さんやお母さんが育休を取っていらっしゃるケースです。これが例えば第1子だとした場合に、その育休期間の途中で第2子がお生まれになると、第2子の産休期間などに入りますので、それによって第1子の育休期間というのは一旦、自動的に終わることになります。しかし、残念ながら、例えば第2子が亡くなったような場合には、この1歳を超えた後、もう一度、育休を取得していくことができます。どんな場合にそういった再取得が可能かを定めるのがこの(1)でございます。

それから、(2)以降については、先ほど申し上げた産後パパ育休、省令上の正式名称では出生時育児休業についての各種制度を定めていくものです。

まず(2)です。申出事項は、例えば、申出の年月日、氏名といった内容。そして、申出の方法は、書面、ファクス、電子メール等です。

それから、(3)の出生時育児休業の対象から除外することが可能な船員は、すなわち労使協定が定められた場合に、そういった出生時育児休業を取得することができない方としては、申出から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな船員となります。

(4)は、申出が円滑に行われるようにするための措置です。通常の出生時育児休業の申出期限は原則2週間前であります。仮に、それをより早く申し出てくださいとするときには、逆に、労使協定でここに掲げた内容を定める必要があります。例えば、雇用環境の整備として研修の実施や相談体制の整備、定量的な目標の設定、船員の意向確認のための措置、こういったものを労使協定に盛り込んでくださいということになります。

(5)です。一旦伝えていた出生時育児休業の開始予定日や終了予定日を仮に繰り上げたり、繰り下げたりするときに、船員の希望どおり、事業主が応じなければいけないという意味での申出期限は、繰上げの場合は休業開始予定日の1週間前、そして、繰下げの場合はもともとの休業終了予定日の2週間前までとなります。

(6)です。出生時育児休業中は就業することができると申し上げました。①のとおり、その申出をする際には、就業可能日や就業可能な時間帯その他の労働条件を申し出ることになります。また、船員の同意が必要なわけですが、②のとおり、同意については書面、ファクス、電子メール等のいずれかで行います。

次のページに参りまして、就業可能な範囲も省令で定めていきます。③のとおり、日数については所定労働日数の半分以下、労働時間の合計については所定労働時間の合計の半分以下となっております。

④です。船員は、特別の事情がある場合に、出生時育児休業の開始予定日とされた日以後において、その撤回をすることができます。例えば申出に係る子の親であった配偶者の方が、お亡くなりになったり、その申出に係る子を養育することが困難な状況になったり、こういった場合であります。この場合は、撤回をして、再度働くことなどが想定されます。

(7) では、事業主がこういった場合に不利益な取扱いをしてはならないとされています。例えば、出生時育児休業中の就業というのを希望しないからといって不利益な取扱いをしてはならない、あるいはその申出の内容が事業主の意に反する内容であったとしても不利益な取扱いをしてはならないといったことです。

続いて、2. に参ります。こちらは、先ほどのスライドでいうと5番の部分です。常時雇用する労働者が1,000人を超える事業主が、毎年少なくとも1回、育休取得の状況を公表するわけですが、その方法がインターネットの利用その他の方法となっております。また、その内容は、育休した者の割合や、あるいは育休とそれに代わるような休暇制度を利用した者の合計数の割合となっております。

ここまでが省令で定めるべき事項の概要です。

続きまして、資料2、告示の案に関するの諮問文の2枚目の別紙をご覧ください。2. 概要をご覧ください。育児休業の申出や、先ほどの産後パパ育休、すなわち出生時育児休業の申出について、船員の方がこれらの育児休業を円滑に取得できるようにするために、こういったことに事業主と船員の双方が留意してほしいと規定する予定です。

事業主側においては、休業の申出期限に関わらず、船員による申出が円滑に行えるようにするために、雇用環境をしっかりと整備しましょうということ。そして、船員の側は、業務の円滑な引継ぎのために早めに申し出ることが効果的という意識を持っていただくことが重要であること。これを留意してくださいと規定する予定です。

(2) です。出生時育児休業期間中の就業に関連する指針です。育児休業というのはあくまで船員の権利でして、その期間の労務提供義務を消滅させる制度です。このため、休業中は就業しないことが原則でございます。今回、法律によって、出生時育児休業期間中に就業できることになりましたけれども、事業主から船員に対して就業可能日の申出を一方的に求めることや、船員の意に反するような取扱いをしてはならないと新たに指針とし

て規定する予定です。

(3) です。妊娠・出産などの申出をした船員に対する事業主側からの制度の周知の内容ですけれども、妊娠・出産などを申し出たときに、育児休業に関する制度を知らせるとともに、船員の意向を確認するための措置を講じなければならないと法律で規定されてございます。それに対して出生時育児休業制度においては、先ほど休業中に就業できるという仕組みがあるとお伝えしましたけれども、就業の仕組みについて知らせていただく際、社会保険料の免除について、就業日数によって、すなわち休業中にたくさん働いたような場合には、場合によってはその要件を満たさなくなる可能性があるということについても併せて説明するよう事業主は留意してくださいと、こういったことを指針として規定する予定です。

以上が告示で定める予定の大きな3つの内容でございます。

私からの説明は以上とさせていただきますが、もし本内容につきましてご意見等がございましたら、遅くとも来月、5月10日までに書面にて事務局までご連絡を頂戴できればと存じます。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

今回もウェブ会議でございますので、委員の皆様が同時に話し出してしまうことを避けるため、発言は私の指名の上で行っていただきます。発言を希望されるときは、カメラ・マイクをONにして、「部会長」とご発言いただき、私より指名がありましたら、ご自身の氏名をおっしゃって、その後に発言をお願いいたします。ご発言の際には、該当する資料のページ、記載がある箇所などを必ず述べた上でご発言をお願いいたします。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特になければ、先ほどご説明の中にもございましたように、遅くとも5月10日までに書面で事務局まで、もし何かありましたらご質問等をお願いいたします。

それでは、ほかになければ、本日はこのぐらいといたしまして、答申の決定に向けた議論をすることとしたいと思います。

これで本日の予定された議事は全て終了いたしました。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお返しいたします。よろしく申し上げます。

【伊藤労働環境技術活用推進官】 次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で改めてご連絡さしあげたいと存じます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第147回船員部会を閉会いたします。本日は、お忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様には会議にご出席を賜り、ありがとうございました。

— 了 —